

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)

改 正 後	改 正 前
<p>第五 体制状況一覧表の記載要領について</p> <p>11 短期入所療養介護(病院療養型)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって<u>居宅サービス単位数表9口(2)</u>に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、<u>指定居宅サービス基準第155条の4</u>に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。</p> <p>なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については<u>居宅サービス単位数表9口(2)</u>に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。</p> <p>また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出している場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。</p> <p>③～⑯ (略)</p> <p>13 短期入所療養介護(認知症疾患型)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって<u>居宅サービス単</u></p>	<p>第五 体制状況一覧表の記載要領について</p> <p>11 短期入所療養介護(病院療養型)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。</p> <p>なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。</p> <p>③～⑯ (略)</p> <p>13 短期入所療養介護(認知症疾患型)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービ</p>

位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

ス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③～⑩ (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑫ (略)

21 介護療養型医療施設(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑧ (略)

30 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表9口(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させ

③～⑫ (略)

21 介護療養型医療施設(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③～⑧ (略)

30 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第1項第2号又は第3号に規定するユニット型指定介

ること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第205条第1項第2号又は第3号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表9二(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外はユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出している場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表9二(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第205条第5項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表9二(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それ

護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

③～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第5項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

ぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途
介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計
画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付
すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出
ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

(様式)
別紙 1 (内容変更有)
別紙 1－2 (内容変更有)
別紙 1－3 (内容変更無)
別紙 2 (内容変更無)
別紙 3 (内容変更無)
別紙 3－2 (内容変更無)
別紙 4 (内容変更無)
別紙 5 (内容変更無)
別紙 5－2 (内容変更無)
別紙 6 (内容変更無)
別紙 7 (内容変更無)
別紙 8 (内容変更無)
別紙 9 (内容変更無)
別紙 9－2 (内容変更無)
別紙 10 (内容変更無)
別紙 10－2 (内容変更無)
別紙 11 (内容変更無)

③～⑩ (略)

(様式)
別紙 1
別紙 1－2
別紙 1－3
別紙 2
別紙 3
別紙 3－2
別紙 4
別紙 5
別紙 5－2
別紙 6
別紙 7
別紙 8
別紙 9
別紙 9－2
別紙 10
別紙 10－2
別紙 11

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配備区分	その他の該当する体制等	割引
各サービス共通			地域区分 特別区 2 特甲地 3 年造 4 乙地 5 その他 なし 2 あり なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	一 なし 2 あり
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算 特定事業所加算	なし 2 あり
			特別地域加算	
			特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制	
12 訪問入浴介護			特別地域加算	なし 2 あり
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制	対応不可 2 対応可 なし 2 あり
			特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制	
			ターミナルケア体制	
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設			
15 通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 5 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況 大規模事業所 時間延長サービス体制 個別機能訓練体制 入浴介助体制 若年性認知症ケア体制 栄養マネジメント体制 口腔機能向上体制	なし 2 看護職員 3 介護職員 非該当 2 該当 対応不可 2 対応可 なし 2 あり なし 2 あり なし 2 あり なし 2 あり なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況 大規模事業所 時間延長サービス体制 個別機能訓練体制 入浴介助体制 若年性認知症ケア体制 栄養マネジメント体制 口腔機能向上体制	
			職員の欠員による減算の状況 大規模事業所 時間延長サービス体制 個別機能訓練体制 入浴介助体制 若年性認知症ケア体制 栄養マネジメント体制 口腔機能向上体制	
16 通所リハビリテーション	1 通常規模の医療機関 2 小規模診療所 3 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況 大規模事業所 時間延長サービス体制 個別機能訓練体制 入浴介助体制 若年性認知症ケア体制 栄養マネジメント体制 口腔機能向上体制	なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 言語聴覚士 非該当 2 該当 対応不可 2 対応可 なし 2 あり なし 2 あり なし 2 あり なし 2 あり
17 福祉用具貸与			特別地域加算	なし 2 あり
21 短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 單独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 機能訓練指導体制 送迎体制 栄養管理の評価 緊急受入体制 夜間看護体制	基準型 2 減算型 なし 2 看護職員 3 介護職員 対応不可 2 対応可 なし 2 あり 対応不可 2 対応可 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 対応不可 2 対応可 対応不可 2 対応可
			夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 機能訓練指導化 送迎体制 栄養管理の評価 認知症ケア加算 緊急受入体制	
			夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 リハビリテーション機能強化 送迎体制 栄養管理の評価 認知症ケア加算 緊急受入体制	
22 短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設			

			夜間勤務対応基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			施設環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
			身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			施設環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
			身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
			身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり	
			リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
53	介護療養型医療施設	2 診療所型	1 I型		
			2 II型		
			3 III型		
			4 IV型		
			5 V型		
			6 VI型		
			7 VII型		
			8 VIII型		
			9 IX型		

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	也該当する体制等
各サービス共通				地域区分 1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
11	訪問介護	1 身体介護		特別地域加算 1 なし 2 あり
		2 生活援助		特定事業所加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
		3 通院等要障介助		
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション		特別地域加算 1 なし 2 あり
		2 病院又は診療所		
15	通所介護	3 小規模型事業所		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 大規模事業所 1 非該当 2 該当
		4 通常規模型事業所		時間延長サービス体制 1 利用不可 2 対応可 個別機能訓練体制 1 なし 2 あり 入浴介助体制 1 なし 2 あり 若年性認知症ケア体制 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 口腔機能向上体制 1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考（別紙1）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
- 5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 6 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション從事者、「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 7 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 8 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- 9 「栄養管理の評価」については、1～4（又は1～3）のいずれか一つを選んで○印をつけてください。
具体的には、栄養ケア・マネジメント体制がとれている場合には4のみに○印をつけてください。栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3のみに○印をつけてください。
「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 10 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 11 「緊急受入体制」「夜間看護体制」については、「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 12 「重度化対応体制」については、「重度化対応体制に係る届出書」（別紙9-2）を添付してください。
- 13 「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（訪問介護事業所については別紙10、居宅介護支援事業所については別紙10-2）を添付してください。
- 14 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 15 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
(1) 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
(2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（1）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。
(1)が優先する。)

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
4 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出してください。

備考（別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る	体 制 等	割引
各サービス共通		地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他			—
51 介護予防訪問介護		特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
62 介護予防訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所	特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可			
64 介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設					
65 介護予防通所介護		職員の欠員による減算の状況 運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
66 介護予防通所リハビリテーション		職員の欠員による減算の状況 運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり			
67 介護予防福祉用具貸与		特別地域加算	1 なし 2 あり			
24 介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 機能訓練指導体制 送迎体制 栄養管理の評価	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			1 なし 2 あり
25 介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 リハビリテーション機能強化 送迎体制 栄養管理の評価	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			

				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
26	介護予防短期入所療養介護		2 I型 3 II型 4 III型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
			5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
			4 基準適合診療所型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 賃貸老人ホーム 3 施設老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	該当する体制等
各サービス共通			地域区分 1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
61 介護予防訪問介護			特別地域加算 1 なし 2 あり
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 1 なし 2 あり
65 介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 運動機能向上体制 1 なし 2 あり 栄養改善体制 1 なし 2 あり 口腔機能向上体制 1 なし 2 あり 事業所評価加算〔申出〕の有無 1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考（別紙1～2）介護予防サービス・介護予防支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
- 5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 6 その他該当する体制等欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(例) - 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 7 「栄養管理の評価」については、1～3のいずれか一つを選んで○印をつけてください。
具体的には、栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3にのみ○印をつけてください。
「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 8 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 9 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 10 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
(1) 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
(2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。
(1)が優先する。)

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出してください。
- 5 一括体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考（別紙1～2）介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。